

姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市長による審判請求（第3条—第8条）

第3章 申立費用の助成（第9条—第14条）

第4章 後見人等の業務に対する報酬の助成（第15条—第20条）

第5章 雑則（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、認知症等により日常生活を営むことに支障がある高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、成年後見制度を利用し、又はその費用を助成することにより、これらの者の日常生活を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後見開始等審判 次に掲げる審判をいう。

ア 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を必要とする行為の範囲の拡張の審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

オ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意権の付与の審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人の代理権の付与の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人の代理権の付与の審判

(2) 市長による審判請求 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知

的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始等審判の請求をいう。

- (3) 後見人等 民法第8条に規定する規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人をいう。
- (4) 被後見人等 民法第8条に規定する成年被後見人、同法第12条に規定する被保佐人及び同法第16条に規定する被補助人をいう。
- (5) 市民後見人 姫路市成年後見支援センターに市民後見人候補者として登録されている者のうち、家庭裁判所により後見人等として選任されたものをいう。

第2章 市長による審判請求

（市長による審判請求の対象者）

第3条 市長による審判請求の対象となる者は、民法に規定する後見、保佐又は補助を必要とする状態にあると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市が老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき措置した者（以下「被措置者」という。）
- (2) 本市が実施機関として生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を行っている者（以下「被保護者」という。）
- (3) 本市の介護保険の被保険者（以下「介護保険被保険者」という。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）又は療育手帳制度について（昭和48年厚生事務次官通知）に基づき交付された障害者手帳を所持している者（以下「障害者手帳所持者」という。）
- (5) 本市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする者（以下「障害福祉サービス利用者」という。）
- (6) 前各号に掲げる者のほか、その者の福祉を図るために審判の請求を行うことが必要であると市長が認める者

（該当者及び親族等の調査の実施）

第4条 市長は、後見開始等審判の請求を必要とする状態にある者（以下「該当者」という。）の福祉を図るため必要があると認めるときは、該当者の生活状況、健康状況等を調査するものとする。

2 前項に規定する調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 該当者の生活状況及び健康状況
- (2) 該当者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の有無
- (3) 親族等が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 親族等との関係
- (5) 親族等からの虐待等の事実の有無
- (6) 親族等との財産争議の有無
- (7) 親族等に代わって市長が申立てをするべき事由の有無
（審判の請求の決定）

第5条 市長は、前条の規定による調査の結果に基づき、後見開始等審判の請求を行うことの可否及び請求すべき後見開始等審判の種類について検討し、該当者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、審判の請求を行うことを決定する。

（審判の請求）

第6条 市長は、前条の決定の後速やかに申立書その他審判の請求に要する書類を準備し、審判の請求を行うものとする。

（審判の請求の費用負担）

第7条 市長は、市長による審判請求に必要な手数料、登記印紙代、診断書の作成費用及び鑑定料を負担するものとする。

2 前項の場合において、市長は、該当者に当該費用を負担する資力があると認めるときは、市長が支出した当該費用の求償権を得るため、その該当者に係る審判までに家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定に基づく裁判所の職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

3 市長は、前項の求償権を得たときは、後見人等を通じ、その該当者に対して当該費用を求償するものとする。

(審判前の保全)

第8条 市長は、緊急を要する場合において、該当者の状況を考慮し、必要があると認めるときは、家事事件手続法第106条第1項の規定に基づき、審判前の保全の申立てを行うものとする。

第3章 申立費用の助成

(申立費用の助成の対象者)

第9条 市長は、活用できる資産、貯蓄等が乏しく、成年後見制度の利用が困難な状況にある者で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この章において「対象者」という。）に対し、後見開始等審判の申立費用を助成することができる。ただし、他の市区町村又は団体において同様の助成制度を受けることができる者は、対象者としてしない。

- (1) 被措置者
- (2) 被保護者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 障害者手帳所持者
- (5) 障害福祉サービス利用者

2 前項の規定にかかわらず、福祉を図るために市長が必要であると認める者を対象者とすることができる。

(申立費用の助成金)

第10条 申立費用の助成金の額は、後見開始等審判の申立てに必要な手数料、登記印紙代、診断書の作成費用及び鑑定料とする。

(申立費用の助成金の交付申請等)

第11条 申立費用の助成金を申請することができる者は、後見開始等の審判の申立てを行おうとする者又は当該申立てを行った者（以下この章において「申請者」という。）とする。

2 申請者は、後見開始等審判の申立てを行う前に申立費用の助成を受けようとするときは、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者と対象者との関係が分かる書類（写し）
- (2) 申立てに要する費用が分かる書類（写し）
- (3) 対象者の収入状況及び資産状況が分かる書類（写し）
- (4) 対象者に係る必要経費（食費、家賃、医療費、公租公課等の定期的な支出の合計額をいう。以下同じ。）が分かる書類（写し）

4 申請者は、後見開始等審判の申立てを行った後に申立費用の助成を受けようとするときは、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付申請書（様式第1号）を、審判確定日から起算して6月以内に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 後見人等の決定を受けたことが分かる書類（写し）
- (2) 後見開始等審判の申立て書類（写し）
- (3) 申立てに要した費用が分かる書類（写し）
- (4) 対象者の収入状況及び資産状況が分かる書類（写し）
- (5) 対象者に係る必要経費が分かる書類（写し）

（申立費用の助成金の交付決定）

第12条 市長は、前条第2項又は第4項の申請書を受けたときは、内容を審査し、申立費用の助成についての可否を決定し、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（申立費用の助成金の交付請求）

第13条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた日の翌日から起算して1月以内に、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付請求書（様式第3号）により、市長に助成金を請求しなければならない。

（申立費用の助成金の用途等）

第14条 申立費用の助成を受けた者は、申立費用以外の目的に使用してはならない。

2 申立費用の助成を受けた者のうち、後見開始等審判の申立てを行う前に申立費用の助成金の申請を行った者は、審判確定日から起算して3月以内に、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金使途報告書（様式第4号）を、次の書類を

添付して提出しなければならない。

- (1) 後見人等の決定を受けたことが分かる書類（写し）
- (2) 後見開始等審判の申立て書類（写し）
- (3) 申立てに要した費用が分かる書類（写し）

第4章 後見人等の業務に対する報酬の助成

（業務に対する報酬の助成の対象者）

第15条 市長は、活用できる資産及び貯蓄等が乏しく、成年後見制度の利用が困難な状況にある被後見人等で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この章において「対象者」という。）に対し、後見人等の業務に対する報酬を助成することができる。ただし、他の市区町村又は団体において同様の助成を受けることができる者及び後見人等が市民後見人、6親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族である被後見人等は、対象者としない。

- (1) 被措置者
- (2) 被保護者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 障害者手帳所持者
- (5) 障害福祉サービス利用者

2 前項の規定にかかわらず、福祉を図るために市長が必要と認める者を対象者とすることができる。

（業務に対する報酬の助成金の上限額）

第16条 業務に対する報酬の助成金の額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額の範囲内とし、対象者の生活の場が在宅にある者にあつては月額28,000円を、施設又は病院等に入所し、又は入院中である者にあつては月額18,000円をその上限額とする。

（業務に対する報酬の助成金の助成対象期間）

第17条 業務に対する報酬の助成金の助成対象期間は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した期間とする。ただし、対象となる期間が12か月間を超えるときは、1会計年度につき、直近の12か月間とする。

2 前項の助成対象期間と連続する後見人等の就職日が属する月は、前項の規定にかかわらず対象期間に含むものとする。

(業務に対する報酬の助成金の交付申請等)

第18条 業務に対する報酬の助成金を申請することができる者は、第15条に規定する対象者の後見人等（保佐人及び補助人にあつては、代理権を付与された者に限る。以下この章において「申請者」という。）とする。

2 申請者は、姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付申請書（様式第5号）を、家庭裁判所の報酬付与の審判の決定があつた日の翌日から起算して2月以内に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 対象者の収入状況及び資産状況の分かる書類（写し）
- (2) 対象者に係る必要経費が分かる書類（写し）
- (3) 報酬付与の審判決定書（写し）
- (4) 後見人等決定を受けたことが分かる書類（写し）

(業務に対する報酬の助成金の交付決定)

第19条 市長は、前条第2項の申請書を受けたときは、内容を審査し、助成金交付についての可否を決定し、姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

(業務に対する報酬の助成金の交付請求)

第20条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、助成金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1月以内に姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付請求書（様式第7号）により、市長に助成金を請求しなければならない。

第5章 雑則

(助成金の返還)

第21条 市長は、助成金を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還するよう命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けていた場合

(2) 支給された助成金を目的外に使用していた場合

(3) 第14条第2項に規定する報告書が提出されない場合

(未支給の助成金)

第22条 第9条又は第15条に規定する対象者が死亡した場合において、その者に助成すべき申立費用又は業務に対する報酬で支給しなかったものがあるときは、第11条第1項に規定する申請者及びその者の後見人等であった者又は第18条第1項に規定するその者の後見人等であった者は、第11条第4項又は第18条第2項の規定によりこれを申請することができる。この場合において、支給すべき助成金の額は、相続財産（遺留財産）で不足する金額を助成する。

2 第17条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「直近の12か月間」を「直近の24か月間」と読み替えるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第23条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事務の分担)

第24条 第4条から第8条までに規定する事務は、その対象者を所管する課において行うものとする。

2 第12条、第19条及び第21条に規定する事務は、予算を所管する課において行うものとする。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 姫路市成年後見審判請求実施要綱（平成13年7月1日制定）

(2) 姫路市成年後見制度利用支援事業後見人等の報酬助成実施要綱（平成21年3月31日制定）

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた後見開始等の審判の申立てに係る申立費用及び報酬付与の審判により決定した報酬に係る助成金については、なお従前の例による。

(助成金の額の特例)

- 4 施行日以後になされた報酬付与の審判により決定した報酬（令和3年4月1日前の期間に係る後見人等の業務に対するものに限る。）に係る助成額は、第16条の規定にかかわらず、前項の規定による廃止前の姫路市成年後見制度利用支援事業後見人等の報酬助成実施要綱第4条の規定に基づき算定した額とする。

様式第1号（第11条関係）

姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付申請書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

申請者住所
氏名
連絡先
対象者との関係

姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

| | | |
|-------|--|--|
| 対象者 | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳） |
| | 住民票上の住所 | |
| | 現在の居所 | <input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ <input type="checkbox"/> 病院・施設の場合 住所： 名称： 電話番号： <input type="checkbox"/> その他 住所： |
| 種類 | <input type="checkbox"/> 申立前（申立見込日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 申立後（申立日： 年 月 日） | |
| 助成申請額 | （内訳） ・収入印紙 円 ・切手予納分 円 ・診断書 円 ・住民票、戸籍謄本等請求費 円 ・送料 円 ・鑑定料 円 （合計） 円 | |

（添付書類）

申立前の場合

- 申請者と対象者との関係が分かる書類（写し）
- 申立てに要する費用が分かる書類（写し）
- 対象者の収入状況及び資産状況が分かる書類（写し）
- 対象者に係る必要経費が分かる書類（写し）

申立後の場合

- 後見人等の決定を受けたことが分かる書類（写し）
- 後見開始等審判の申立て書類（写し）
- 申立てに要した費用が分かる書類（写し）
- 対象者の収入状況及び資産状況が分かる書類（写し）
- 対象者に係る必要経費が分かる書類（写し）

年 月 日

様

姫路市長

姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり決定しましたので、
姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

1 対象者 氏 名
生年月日
住 所

2 助成の可否 可 ・ 否

3 助成決定額 _____ 円

4 否の理由

5 備考

- (1) この助成金を申立費用以外の目的に使用してはなりません。
- (2) 交付決定の後、対象者が姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定に該当しなくなったときは、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 可の決定を受けた場合、交付決定を受けた日の翌日から起算して1か月以内に、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付請求書（様式第3号）にて、市長に助成金を請求しなければなりません。

様式第3号（第13条関係）

姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付請求書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

請求者住所
氏名
対象者との関係
発行責任者
連絡先

姫路市年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------|---|---|---|------------------------------|--|--|--|--|------|-----------------------|
| 対象者 | 氏名 | | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | (歳) | | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | |
| 請求額 | | 円 | | | | | | | | | |
| 振込先 | 振込先金融機関 | <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 | | | <input type="checkbox"/> 本店 | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 組合 | | | <input type="checkbox"/> 支店 | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> その他() | | | <input type="checkbox"/> 出張所 | | | | | | |
| | 口座番号(右づめ) | | | | | | | | | 預金種別 | ・普通 ・当座 ・その他() |
| | (フリガナ) 口座名義人 | | | | | | | | | | |

(備考)

- 申立費用の助成を受けた者のうち、後見開始等審判の申立てを行う前に申立費用の助成金の申請を行った者は、審判確定日から起算して3か月以内に、姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金使途報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 提出された報告書の審査の結果、適切な執行が行われていないと市長が認めたときは、市長の指示により助成金を返還しなければならない。

様式第4号（第14条関係）

姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金使途報告書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

報告者住所
氏名
対象者との関係

姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

| | | |
|-------------|------|---|
| 対 象 者 | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳 ） |
| | 住所 | |
| 助成金交付額 | | 円 |
| 助成金支出額 | | (内訳) ・収入印紙 円 ・切手予納分 円 ・診断書 円 ・住民票、戸籍謄本等請求費 円 ・送料 円 ・鑑定料 円 (合計) 円 |
| 助成金返還額 | | 円 |

(添付書類)

- 後見人等の決定を受けたことが分かる書類（写し）
- 後見開始等審判の申立て書類（写し）
- 申立てに要した費用が分かる書類（写し）

様式第5号（第18条関係）

姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付申請書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

申請者住所
氏名
対象者との関係

姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

| | | |
|--------|-----------------|--|
| 対象者 | 氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳 ） |
| | 住民票上の住所 | |
| | 現在の居所 | <input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ <input type="checkbox"/> 病院・施設の場合 住所： 名称： 電話番号： <input type="checkbox"/> その他 住所： |
| 申立ての種類 | 市長申立て ・ 市長申立て以外 | |
| 助成申請額 | 円 | |
| 助成の期間 | 年 月 から 年 月 | |

（添付書類）

- 対象者の収入状況及び資産状況の分かる書類（写し）
- 対象者に係る必要経費が分かる書類（写し）
- 報酬付与の審判決定書（写し）
- 後見人等決定を受けたことが分かる書類（写し）

様

姫路市長

姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり決定しましたので、
姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第19条の規定に基づき通知します。

記

1 対象者 氏 名
生年月日
住 所

2 助成の可否 可 ・ 否

3 助成決定額 _____ 円

4 助成期間 _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月

5 否の理由

6 備考

- (1) この助成金を後見人等の業務に対する報酬以外の目的に使用してはなりません。
- (2) 可の決定を受けた場合、助成金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1か月以内に、
姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付請求書（様式第7号）
により、市長に助成金を請求しなければなりません。

様式第7号（第20条関係）

姫路市成年後見制度利用支援事業（業務に対する報酬）助成金交付請求書

年 月 日

（宛先） 姫路市長

請求者住所
氏名
対象者との関係
発行責任者
連絡先

姫路市成年後見制度利用支援事業実施要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

| | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|---|---|---|------------------------------|--|--|--|--|------|------------------------|
| 対象者 | 氏名 | | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | (歳) | | | | | | |
| | 住所 | | | | | | | | | | |
| 申立ての種類 | | 市長申立て ・ 市長申立て以外 | | | | | | | | | |
| 請求額 | | 円 | | | | | | | | | |
| 振込先 | 振込先金融機関 | <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 | | | <input type="checkbox"/> 本店 | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 組合 | | | <input type="checkbox"/> 支店 | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> その他 () | | | <input type="checkbox"/> 出張所 | | | | | | |
| | 口座番号 (右づめ) | | | | | | | | | 預金種別 | ・普通 ・当座 ・その他 () |
| | (フリガナ) 口座名義人 | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |

※ 交付請求前に対象者が死亡した場合は、対象者の後見人等の口座を振込先に指定することができます。